

令和3年度 豊明市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会 議事録

日時:令和4年3月29日(火)午後2時～3時30分

場所:豊明市保健センター3階 講義室

[出席委員]14名 [欠席委員]4名 [事務局]健康長寿課、社会福祉課

1 あいさつ

2 議題及び議事概要

下記議題1～3について事務局より資料に沿って説明の後、意見交換を実施。

○議題1 高齢者虐待に関する現状と課題について [資料1]

○議題2 障がい者虐待に関する現状と課題について [資料1]

高齢者虐待について及び障がい者虐待について各担当から報告。

○議題3 虐待事例から見える関係機関の連携と課題について [資料2]

高齢者虐待事例を担当から報告。

○議題1及び2

[意見及び質疑応答]

(委員) カウント時点について確認。

(事務局) 訂正。

(事務局) 新年度4年度健康福祉部の機構について見直しを行う。

- ・健康危機管理体制を行うため、感染症対策を強化。健康長寿課は健康推進課と新型コロナワクチン接種推進室・長寿課となる。
- ・社会福祉課は地域福祉課へ課名変更となる。重層的支援体制整備担当課となる。虐待の問題等複合的で全体がみえにくいことや本質的な課題がみえにくい現状となっている。重層的支援体制整備を強化することによって、的確な支援や望まない孤独・孤立を防ぎ、地域資源を開発していく。社会福祉協議会や各連携機関と協力しながら、横串を通して的確に、迅速に対応できるように重層的支援体制整備を図りたい。

(事務局) 警察の事案のトレンドはどうなっているか？

(委員) 今回の市からの報告で、警察からの虐待通報票受理後、市としては夫婦喧嘩の範疇として虐待判断には至らなかったと報告のあったケースについて補足したい。警察署は、夫婦喧嘩であっても65歳以上であれば(市町村へ)通報するとしている。夫婦であってもDVや、60代夫婦の両方が加害者及び被害者となる。こういったケースは繰り返すことがあるため、情報共有を行っていく。

場合によっては、分離をお願いすることもある。関係機関と連携をとり、対応していきたい。

(委員) 夜間・休日に分離支援が必要な場合の対応は。豊明市は誰が判断し、受け入れ先はどうなるか。

(事務局)

- ・個別のケースによって異なるが、市役所に連絡があった場合、課長・課長補佐が判断する。適宜判断し、関係者と連絡・連携をとっていく。市が緊急連絡先となっても、機能面では課題がある。
- ・対応策として、多様な支援が必要。最適な支援を行うため、調整を行う。また、潜在するケースや虐待等を繰り返すケースを減らし、できるだけ緊急的な対応にならないように支援していくことが必要。
- ・緊急受け入れ先の施設側も、夜間等の受け入れが難しい現状があるのではないかな。
- ・警察は夜間等の緊急事案対応が多いと推察。警察に虐待通報があった場合、市へ連絡が入るか。

(委員) 警察は、平日の日中以外の時間帯に緊急対応事案が多い。虐待であれば分離するが、まずは子へ連絡し分離する対応をしていただく。出来なければ、DV女性センターへつなぐ。それでも対応できなければ、市町村へ連絡する。今後も、休日や夜間もあるため、連携をとりたい。

○議題3

[意見等] ※複数の委員からの意見等を一部集約して記述する。

(事務局) 障害基幹相談支援センターフィットは対応や訪問が可能か。また、精神疾患等のある方への適切な対応について助言をもらえるか。

(委員) 訪問する前に、ご本人が障がいの受容をしているか等の確認や関係者へ聞き取りを行い、受容されていれば訪問等可能。相談があれば助言もできる。また、さまざまな精神疾患に関する対応について研修を開催。福祉サービスの方々への周知も検討する。

(事務局) スタンドバイ活動を知っていただくことも必要。活用促進の検討。

(委員) 精神疾患等の方々への支援を行う立場として、8050問題に至る前のもっと早い段階での支援を考え、SOSを出しやすい、相談しやすい体制をとっていきたい。

(委員)「障がい者」の表記について、ひらがなと漢字があるが、どちらが正しいか。
(事務局)原則ひらがな。法律上の名称(障害者虐待防止法)は漢字のままとなっているので訂正できないが、
そうでないものはひらがなに訂正。